

第 1 0 6 号議案

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成 1 3 年足立区条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 1 3 年足立区告示第 1 5 号」を「平成 1 8 年足立区告
示第 2 4 2 号」に改め、「東京都市計画地区計画新田地区地区計画」の
次に「(以下「地区計画」という。)」を加える。

第 5 条各号列記以外の部分中「平成 1 3 年足立区告示第 1 5 号に定め
る地区計画の計画図- 2」を「地区計画の計画図- 3」に改める。

別表中「別表」を「別表(第 3 条、第 4 条関係)」に改め、同表公共
公益施設地区 B の部の次に次のように加える。

公共公益施設地区 C	次に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 公園施設及びその関連施設 2 非常災害用の倉庫、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物		
公共公益施設地区 D	次に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 下水道ポンプ場及び放流渠その他下水道関連施設 2 非常災害用の倉庫、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新田地区地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。